

## 竹原市民生都市建設委員会

平成28年6月22日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第36号 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案  
(まちづくり推進課)
- 2 議案第40号 平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
(市民課)

#### (その他議案関連報告)

- 1 議案第39号 平成28年度竹原市一般会計補正予算(第1号)  
(まちづくり推進課)

#### (付託議案)

- 1 議案第37号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案(社会福祉課)

#### (その他議案関連報告)

- 1 議案第39号 平成28年度竹原市一般会計補正予算(第1号) (健康福祉課)

#### (行政報告)

- 1 国民健康保険の県単位化に向けた取組について (市民課)
- 2 空き家等実態調査結果について (都市整備課)
- 3 都市計画マスタープランにおけるパブリックコメントの実施について (都市整備課)
- 4 平成28年度建設工事執行状況 (都市整備課・下水道課)

#### (その他)

- 1 行政視察について

## 2 所管事務調査について

(平成28年6月22日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席

委員外議員出席者

氏 名
脇 本 茂 紀
北 元 豊
堀 越 賢 二
竹 橋 和 彦
今 田 佳 男

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長           西 口 広 崇  
議会事務局次長       住 田 昭 徳  
議事庶務係主事       前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 部 長	有 本 圭 司
まちづくり推進課長	國 川 昭 治
市 民 課 長	森 重 美 紀
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司

午前9時54分 開議

委員長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、前回に引き続き民生都市建設委員会を開会致します。

市長から発言の申し出がありましたので、それを許可致します。

市長。

市長（吉田 基君） おはようございます。

委員の皆様には、連日の議会でお疲れのことと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。また、本日は民生都市建設委員会を開催して頂き、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、付託議案につきまして慎重に御審議を頂いた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会での冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） それでは早速ですが、議案第36号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案、また議案第37号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の3件についてこれより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手にてお願いを致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 市長がおられるんで、再確認を含めてあえて聞きたいのは、ごみ処理の問題でいろいろな一般質問はしましたけれども、市民の声が結果として出ているわけですね。

1つは、ごみの減量化、リサイクル化を進めるために何が必要かということも質問で紹介しましたけれども、第1位として分別の徹底をしてくださいという声が明確になっています。

それからもう一つは、ごみの有料化についてはどうですかと、これは問い29だったと思いますけれども、ごみの減量化等のごみの収集の有料化については必要がないということが、これも第1位で明確です。特に、このごみの有料化問題の問いの中では、必要がないというのが第4位の少数派、この少数派をどうしているかと言ったら、仕方がないと

か、どちらでもよいとか、これを合わせて44%あって有料化に対して一定の理解を得ていますよということですよ。ですから、端的に言えばこの有料化問題でも有料化は反対だという声が多数を占めている。

あとは、ごみの減量化で何が必要なのかと。まず、分別収集ですよということが市民の意識としてはっきりしている。結果としてこれが生かされてないっていうことは、私は事実だと思うんです。ですから、この事実に対して市長がどう考えているのかということだけを確認したいし。

もう一つは、分別に関連しますけれども、分別と議題外じゃないとかあなたは言うかもしれないけれども、分別したら後は収集したら処理するわけだから、処理する分で今が17分類を何で9分類にするかと。これこそ市民の分別収集してくれと逆行している、新しい施設でやろうとしているんじゃないんかということについて、2点目として聞いて確認だけしておきたい。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、減量化に伴う市民アンケートの中で分別が有効な手段だというアンケート結果のことでございますが、これにつきましては減量化に伴う方法と致しましては、市民の皆様はどういったことが重要と考えますかという趣旨でお聞きしております。その中で、分別を徹底すればいいんじゃないんかというお答えが一番多かったというふうに認識しております。

あと、有料化でございますが、この市民アンケートは審議会の有料化を検討すべしという答申を頂いた後に、この有料化について市民の皆様がこの時点でどういった御認識でおられるかということアンケート調査したものでございます。そうした中で、有料化が必要ないというのが委員の御指摘のとおり一番ではございましたが、必要だ、またどちらでもよい、こういった意見を足していきますと必要でないっていうよりも数の上で上回っていた。さらに、有料化を必要としないっていう御意見の中にその理由は何ですかとお聞きした中では、有料化そのものを否定するものではありませんで、不法投棄の懸念、こういったものが50%以上を占め……。

委員（松本 進君） ちょっと悪いが、委員長。

委員長（高重洋介君） はい。

委員（松本 進君） 私が聞いたものについて明確に答えてください。これは一回もう壇上でもいろいろやっているわけだから。ぜひ市長に答えてもらいたい。市民アンケートは

こういう結果ですよと、分別収集は徹底してくださいよと、有料化にも反対ですよという趣旨の分が市民の圧倒的な声じゃないかと。これに対して市がやっていることは真逆のことをやっているのではないかと。それに対して市長はどう思うかと、その認識を聞いているだけなんです。そこをちゃんと市長が答えてくれんとこまる。また、あんたが答えてもつまらない。

市民生活部長（宮地憲二君） 済みません、アンケート結果の認識について御説明させていただきます。そうした意味で有料化につきましては、先ほど言いましたように必要ないと言われる意見の中に、有料化をすることそのものを否定するものではなく、半分以上が先ほど言いましたような不法投棄の懸念、こういったものが挙げられておりましたので、全体を通して分析致しますと、完全ではございませんが、有料化をすることに対して一定には御理解を頂いているもの、そういうふうに判断をさせて頂いたものでございます。

委員長（高重洋介君） ちょっと松本さん待ってください。

済みません、傍聴の申請が出ております。中国新聞の山田さんの傍聴の許可が出ていますので、これを許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 許可致します。

委員の皆さんに委員長から一言申し上げます。

今回の議案に対しての質疑をお願いします。今回ごみ袋の有料化ではなく、指定ごみ袋の導入ということですので、その点を御注意をして頂きたいと思います。

松本委員。

委員（松本 進君） その前提は、もう私は壇上で言っているから省略するけど、この市民アンケートはきちっと28、29で答えているわけ。あと30から以降の分は有料化についてどうですかって答えているだけだから、質問わざわざ。普通だったら有料化は必要ないという声が圧倒的なんだから、あとの30から質問なんかする必要ない。しかし、あえてこの有料化についてはどうですかって30から聞いているわけだから、そこを私は今とやかく言っているのではないけど、大枠でいうたら28と29はごみの指定袋とか減量化、リサイクル化が最大の目的だから、指定袋は。これは外せないわけでしょ。この資源化、リサイクル化の今それはあなたが指定袋とかという手段だろうけども、市民の声は分別をしてくださいよというんが第1位じゃないですかと。有料化については必要ないの

人が44%で第1位じゃないですかと。これに対して真逆のことをやって、何が市民の協力が得られるんかということを私は言いたい。ですから、そこについて市長があえてそうだっていうのを私はこうやるんだと、腹を立てないで明言すればいい、あなたがきちんと。何でそこが答えられんのですか。

委員長（高重洋介君） 市長。

市長（吉田 基君） 指定袋の導入について、分別、減量、この絡みの中で一体的な市の立場としての考え方。

個人的な話になって恐縮なんですけど、このことについては、指定袋を導入しますよという大分市民の皆様にも理解と協力が得られているというふうに思っております。近所でごみを出しに行っても、基さん、よかったねと、これでいろいろな意味で整理されたごみ出しになりますよという、私の周りだけかどうかはわかりませんが、一步一步進化していくというか、ごみの処理、減量、そういう環境整備一体の中で捉えていく中で、また周辺、近隣自治体を見ましてもほとんどの自治体で、いわゆる松本委員の言われる有料化になっております。有料化がいいかどうかというのは本当に難しい問題でありますけど、私個人としては今あるごみの処理の方法については、指定袋を導入することによって環境に対する考え方というものが100%ではないにしても一步一步前に進んでいくというふうに捉えております。

細部に先鋭化した議論になると、私自体もわからないところ多々あります。ただ、行政として今、今日のこの時点で指定袋を導入ということは是非ともやらせて頂けたら、このように思っております。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今の市長の答弁が大変残念だし、私の質問に答えてない、明確に言うたら。私は指定袋の導入が理解を得ているのかどうかというのは一つも聞いていないです。市民のアンケートの声は分別をしてくださいが1位じゃないですかと、そしてこちらの有料化は反対というか、必要ない声が1位じゃないですかと、こういう声を無視して指定袋を導入しようとしていることについて市長はどう思うんかと、市民の声を無視しているじゃないかと、そのことについて市長がよう答えないのでですか。

ここでやめとくわ、もう。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） この指定ごみ袋制度については、市長がいみじくも言うたように、



今まではいろいろ議論がかみ合わないところがあるんですけど、今までも実質的なごみを入れる袋については指定していたか。以前は皆、中身が見えるのはいやだというんで黒とか青もありました。それで、なかなか分別収集がいかないからということで、中が見えるようにしようと、一応可燃ごみについては生ごみ等も含めて分別をしてもらうような形でそれが判断できる、それは基本的には現場でごみの収集する収集業者がそれを判断できるようにということで、白い袋のごみ袋に指定したんです。今でも時々ありますけど、黒で入れたりなんかした場合は、ごみの収集業者は持って帰りません。ただ、それ以外の例えば買い物袋であるとか、あるいは段ボール箱であるとか、あるいは化学肥料というかそうしたものの紙袋、ごつい、そうしたものは持って帰っていました。ところが、現実問題として白い袋で出ている分については、かなり分別が徹底して持って帰らんということはほとんどない。ところが、そのほかのものについては分別ができてないから残されて、例えばそれぞれの地域一緒だろうと思うけれども、ごみステーションの私らの場合で言えば週で1日ずつ担当していつているのですが、その時にごみ掃除じゃあ進んだ人は、積極的な人は、それをまた分別収集したりしてするんですけど、それ以外の人はほとんどはそのままなんです。ですから、今のところ、私は1つのごみ袋の指定で議論が飛躍していると思うんですけども、それだけで減量とかなんとかへ直接それに結びつけるというのは、ちょっと議論の飛躍があるんじゃないか思う。

そして、説明としても今現実にごみステーションがそうした様々な混乱性を抱えて、時にはそれぞれの組の中でもいがみ合うたり、いろんなトラブルが発生しているのも事実。ですから、今現実にはそうしたトラブルも防止し、なおかつごみステーションの清潔というか、そうしたものに限定したという私は理解しているんです。ですから、基本的にそういうふうに段階別に分けて説明していくような、たちまち目指すべきものをこのごみ袋の指定によってこういう問題解決つけるんですよ。現実問題として白い袋を指定しておりますから、それは不徹底だったとは言いながら現実にはそれはほとんどのところは、例えばホームセンターとかスーパー等で買って、それで捨てている話。ですから、そのところは最初から私申し上げているように、市民の抵抗はそれほどないんじゃないかという気はしているんです。ですから、もう少し目指すべきものを当面このごみ袋の指定制度によって目指すべき市民生活の日常的なトラブルとか、そうしたものをもっと明確に整理をしないと議論がなかなか平行線のままで深まらないというか、そういうふうに思っております。

それで、今私が申し上げたようなことで今回のごみ袋の指定ということについて理解をして、また例えば市民等からどうするかねといった時にはそういうふうにお答えをさせて頂いていいかどうか、担当部長の方から簡潔に答弁願いたいと思います。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今委員の方から御指摘頂きました。

今回の指定ごみ袋の導入制度、この制度の目的として5つ掲げさせて頂いております。それは、ごみの分別とごみ出しマナーの徹底、ごみの減量や資源化への意識づけ、ごみステーションの乱雑化の防止、事業系ごみや市外からのごみの混入防止、ごみ収集作業の迅速化と安全の確保、これが主目的となります。委員に今御指摘頂いたものが今回の導入の目的でございます。その結果としてトータルでごみの減量化につながっていく、そういうことを期待して今回提案させて頂いているものでございます。

以上です。

委員長（高重洋介君） そのほか。

道法委員。

委員（道法知江君） 水とかごみっていうのは、本当に生きていく生活者の中で非常に重要なものであるなあというふうに感じております。その議案が今月、この定例で出されているっていうことだと思うんですが、先ほど来までいろいろごみの減量化、そして資源化等がどのようなのかという御質問があると思うんですけども、私も一般質問で食品ロスに関しての質問をさせて頂きました。

この指定ごみ袋の導入に至っては、今まで県内市町においても指定ごみ袋とかごみの有料化等々がほかの市町で行われてきたけども、このごみ袋の指定化の問題についても本市は遅れてきているのではないかなあというふうな感じはするんですけども、そういったことの時間の経緯を踏まえた上で、ここで指定袋の有料化っていうことをスタートさせるためには、根本的にごみの減量、リデュースです。リデュースっていうことをしっかり市民の皆さんと考えて頂かないといけない機会ではないかなあというふうに私は感じるんですけども、そういった意味において、松本市の例をして一般質問ではさせて頂きました。できることから進めていったらどうかという御提案はさせて頂いたんですけども、社会全般が大量廃棄の社会から循環型社会にかかわって移行しているっていうこの現実を踏まえると、どうしてもごみの減量っていうことを本市も本気になって取り組む必要があるのではないかなと。この減量に対してどういうお考えがあるかっていうことを再度お伺いした

いなあとっております。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ごみの減量，これは当面の私たちが今後竹原市民の皆様が廃棄されるごみ，これにどう対応していくかということで2市1町でごみの共同処理ということ平成22年に考えました。そうした中で，その新しくできる施設の処理能力とかそういったことを考えた時に一定の目標というものを立てました。当時は日量329トン処理できる施設が必要である。そうした中でそれではまだだめだろうと，しっかり減量していかなくちゃいけないということで，約1割，2市1町で減らしていこうというふうに減量に取り組んでおります。そうした中で，当然先ほど委員言われましたような環境省推奨の3R運動，そういったもの，またリサイクルの活用，こういったものを行ってきまして，現在のところ目標値にまだ到達しておりません。その次の段階としてこの指定袋，それを導入することが減量に，またその目標値に近づけるものではないかと期待しまして今回この指定ごみ袋の導入を図っている，こういう状況でございます。

トータルと致しましては，当然竹原市だけの問題じゃなくて，ごみが環境に与える負荷というものはいろんな分野で示されておりますので，それに対してはあらゆる方法をもって減量化に努めてまいらなくてはならないと思っております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 私も実は宮原委員と同じように，指定袋になったからといってごみが減量するのかっていうことに対しては非常に疑問を感じております。そこに出す人の意識の変革っていうものがベースにならないと，どれだけごみの指定袋が決まろうが，安かろうが，そのもの自体は変わることはないのではないかなっていうふう感じております。県内においても1人当たりのごみの排出量は非常に高い。これが指定袋にかわって，いきなりどのような減量になるのかっていうことは，余り今の現状では見込めなのかなあという気は致します。

そうではなく，本当に徹底して市民ぐるみの運動として減らす方向に向けて取り組んで頂く，行政が中心となって減らす運動をしていこうということを是非行って頂きたいというふう感じております。

廃棄物の発生やコストを抑制するっていうことがリデュースっていうこともありますし，ごみの処理経費においても大事，そして環境にとってももちろん大切になっていくっ

ということもあると思うので、一番の優先順位としては、やはりリデュース、減らすこと、ここを主力に置いて指定袋というものを推進して行って頂きたいというふうに感じております。

市を挙げて、例えば一般質問の答弁を頂いた時には、平成26年の年間のごみが9,123トン、資料にもありました。その中の食品ロスと言われる生ごみも含めた一般廃棄物ってというのは4割あるだろうという御答弁を頂いておりますけれども、家庭から出る排出の食べるもの、そして事業所等においても出るもの、これを市を挙げて食品ロスの削減運動を進めていかれるような展開をしない限りには、幾らごみの指定袋が決まったとしても余り前進はないのではないかなあと率直に申し上げて、そのように思います。

是非そういった点に対して市長から御答弁を頂ければ、減らす方向に向かっていくということに焦点を当てて推進していこうというお考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（高重洋介君） 市長。

市長（吉田 基君） 道法委員の食品ロスと減量と指定ごみ袋導入に関連しての首長としての所感というふうになるのかなというふうに思っておりますが、どれもこれも皆大事であって、じゃあそれでは、そういうことが今の現状の中で一遍に解決するかということは、努力目標の中で捉えていくというふうに私自体は思っております。

課題としては、本当に本質的にこれからの将来の社会の形成においてどういうふうな業務をどういうふうにしていくかということに尽きると思うんです。だから、そういうふうと言われると本当課題だらけであります。ただ、できることをやっていくというふうに私は担当、担当の方をお願いをさせて頂いたり、打ち合わせをさせて頂いております。長い道のりではありますが、一つ一つ頑張っていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお伺いしたいと思います。

委員長（高重洋介君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 先般もちよつと言うんですが、竹西はずっと子ども会で皆集めていたんです、一時。高学年の子どもがやっていたんですが、父兄と出て。我々もビール瓶とかアルミの缶とか、ビール一箱買ったなら酒屋が持って帰るんですが、子ども会がくるというんで、何箱かためて出していたと。どうして中止になったんかよくわからんですが、子どもの教育の一環としても非常にいいんじゃないか思うんですが。こういう資源は集めて再生できるんだというような一つの勉強の場でもあるんじゃないかと思うんです

が。せっかくですから、できたら教育委員会にお話しして再開してもらいたいです。古紙とか、皆今はちぎって出しているのですが、有効利用できるんじゃないかと思うんですが。今王子製紙などもどんどん資源が足りないというて古紙の原料を持ってきてくれえ、という要請があるんですが、そういうものを含めて子どもが将来成長していく上で、ごみの問題、自然と体に身につくんじゃないかというような思いがあるんですが、そこら一度検討してもらいたいというふうに思います。答えはいいです。

委員長（高重洋介君） いいですか。

そのほかございませんか。

副委員長。

副委員長（井上美津子君） 指定ごみ袋を導入するに当たって市民に周知ということが一番問題になってくると思います。分別とかマナーとか、いろんな5つの項目が先ほど言われましたけども、そういうものをしっかりと皆さんにわかって頂けるように説明して頂いて、このごみ袋を導入することによりごみの減量化というものを皆さんにお願いをする、またごみを出す市民の方、私たちも含めてですけども、減量化に協力をするということで是非やって頂きたいと思っておりますけども、そのことについてお伺い致します。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在市の方で考えておりますのが、今回議決を頂きましたら速やかに広報紙あるいはホームページ等でこういったごみに対する啓発活動を行うこととしております。また、おそらく公民館になろうかと思うんですが、市内14カ所で既に説明会を催す予定としておりまして、その中では今回の指定袋の導入についてのお話、また先ほど委員の御指摘のありましたごみの分別の意識ですとか、ごみに対する啓発、こういったものをあわせて総合的に説明してまいりたいと考えております。また、御要望によりましては各地域からの出前講座、こういったことも活用しながらできる限りの啓発に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員長（高重洋介君） 副委員長。

副委員長（井上美津子君） 公民館で啓発をするということですけども、公民館に行かれる方はまだいいんですけども、それよりもいろんなところに出かけていかれるのもいいと思っておりますけども、それから下へおろすっていうんですか、公民館に来られた方からまた行かれなない方に対して、こういうふうにするんですよっていう部分もしっかりやって頂かないと、公民館に行かれる方は元気な人で、それはそれで、ああわかりました、それではや

りましようっていう話にはなると思うんですが、そうじゃなく、公民館に行かれない高齢者の方とかひとり暮らしの方とか、いろんな方がいらっしゃると思うので、そういう方にもわかって頂けるような、そういうことを考えて頂けたらと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 確かにそういう御指摘あるかと思いますが。そうした意味で、公民館で説明会一応させて頂きますが、各自治会を通しましての制度の導入の詳しいお話がわかるような、例えば啓発の広報紙を特別につくりまして、それを自治会の中でまた皆さんに見て頂くと、そういったこともやっていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 質疑なしと認め、本委員会への付託案件についての質疑を終結を致します。

これより個別討論、採決を行います。

まず、議案第36号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について討論に入ります。

順次発言をお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 反対します。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結致します。

これより採決に移ります。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論に入ります。

松本委員。

委員（松本 進君） 私はこの議案に反対します。

委員長（高重洋介君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結致します。

これより採決に移ります。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 起立多数と認め、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第40号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論に入ります。

順次発言をお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は議案第40号に反対します。

委員長（高重洋介君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結致します。

これより採決に移ります。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決致しました。

当委員会に付託されました議案は全て議了致しました。

この際、お諮り致します。

ただいま議決致しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書の作成等につきましては委員長に一任頂きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整致しますので、御了承をお願いを致します。

続きまして、行政報告を行いますので、ここで暫時休憩致します。

理事者の方は御退席をお願い致します。

午前10時30分 休憩

午前10時35分 再開

委員長（高重洋介君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

順次行政報告をお願い致します。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 正副委員長をはじめ委員の皆様方には、大変お疲れのところお時間を頂きましてまことにありがとうございます。

本日は、平成30年度から広島県が事業主体となります新国民健康保険制度につきまして、昨年からのこれまでの移管準備の取組経過と今後のスケジュールなど、中間報告ということで報告させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、課長の方から報告をさせていただきます。

委員長（高重洋介君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） それでは、国民健康保険の県単位化に向けた取組について御報告させていただきます。

ホッチキスどめの2枚物の資料をごらんください。

取組の報告の前に、このたびの国保制度改革について簡単に御説明しますので、資料の2ページをごらんください。

昨年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法が成立し、平成30年度から新たに都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことになりました。現行では、市町村が個別に国保を運営しておりますが、年齢が高く、医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いという構造的な課題がございました。法改正により国の財政支援が拡充され、都道府県が国保の運営に中心的な役割を果たすこととなり、改革後は市町村は都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を納付し、都道府県は給付費に必要な費用の全額を市町村に支払う財政運営に変わります。

財政運営以外の都道府県の役割としては、都道府県内の統一的な国保運営方針を定め、市町村ごとの納付金の決定、標準保険料率の設定、事務の標準化、効率化等全体の方針を示すこととなります。

市町村の役割としては、現在行っている事務と大きな変更はなく、地域住民と身近な関係の中で引き続き資格管理、保険料率の決定、賦課徴収、保険給付、保険事業等を担当し



ます。

資料の3ページをごらんください。

国保保険料の賦課徴収の仕組みをもう少し詳しく説明しますと、都道府県は都道府県内全体の国保の財政運営に必要な納付金を決定するとともに、各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を提示し、各市町村はこの納付金を納めるため標準保険料率を参考に保険料を賦課決定、徴収し、徴収した保険料等を財源として納付金を都道府県に支払うことになります。

それでは、広島県の現在までの動きについて御報告します。

資料の1ページにお戻りください。

まず、1の国の動きですが、この4月に厚生労働省が納付金及び標準保険料率の算定方法のガイドラインと国保運営方針のガイドラインを定めたところです。

次に、2の広島県の取組ですが、昨年首長レベルの協議である広島県国民健康保険の県単位化推進協議会と担当課長レベルの協議である広域化等推進会議に保険料、国保運営方針、電算システムの3つの検討ワーキンググループを設置し、表に掲げている主な論点について検討を行っております。今後、国のガイドラインを踏まえながら本件における納付金及び標準保険料率の算定ルール並びに国保運営方針について検討を行い、本年度末を目途に素案を作成することになっております。

報告は以上でございます。

委員長（高重洋介君） ただいまの報告に質疑のある方は挙手にてお願いを致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 以前も簡単に質問しているはずなんですけども、1つは竹原市の市民の国保の加入者自体から見ると、県で全体的にということになればそれぞれの保険料、今は自治体で違いますよね。だから、竹原市民だけに限定していえば、竹原市民の今の保険料が高くなるということを危惧しますが、その辺は現実にありますか。

それともう一つは、後期高齢者医療で私は大変気になるんですけども、あの制度が運営化され県単位になって、これも同じような運営の仕方になるとしたと思うんですけども、だからその場合は、竹原市でのそういう特別会計なら特別会計とか、そういった審議とかいろんな分が見えなくなるというんか、そういう面では確かに代表者は送るんですけども、後期医療でも代表者は出ておりますけども、それは今度は人数が限定されるから、そういった議論が活性化しない、要するに市民の声がなかなか届きにくい面もあるというこ

とについてはどうですか。

委員長（高重洋介君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） まず、保険料についてでございますが、現在先ほど説明しましたように、保険料ワーキンググループで納付金及び標準保険料率の算定方法等ルールについて協議中でありまして、具体的なものはまだお示しできませんけれども、現行の保険料水準と余り変わらないよう円滑に移行できるよう検討を続けております。また、運営方針等の詳細決まりましたら御報告をさせて頂きたいと思っております。

それから、国保の仕組みについてでございますが、国保会計が30年から県に新たにできるようになりますが、市にも国保会計は継続して置かれることとなります。保険料についても市町が決定する仕組みとなっておりますので、そのあたりについては今までと変更ございません。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 1点目の確認なんですけど、私は平準化と言ったから、各いろんな保険料が設定されている、これ平準化って、言葉が平均化というんですか、そういうふうになれば竹原市の場合で見たら高くなる可能性が出てくる。そういうことを言いますのは、高くないように検討するということは、その差があったとしてもそこを市独自で補填してから今よりも高くならんようにできるということなんですか。

委員（宮原忠行君） ええかげん答弁せえ。

委員長（高重洋介君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） まだ高くなる、安くなるという具体的なものは、済みませんが繰り返しになりますが、お示しできませんけれども、各市町の住民が円滑に広島県国保に移行できるような検討を今保険料ワーキンググループの方で続けておりますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 具体的なものは示さなくって、今示せないということですから、例えば県全体で協議して標準的な保険料が100円ですと、竹原市が90円の場合は上げてもらったら困るというんがあったり、あとは110円の場合は下げるとこはいいか知らんけど、そこは今特別会計を設けるということですから、県がそう決めたとしても標準化というたら私が心配しているのは、例えば標準化が100として竹原市が90ですと。その10を上げたら大変だなということはある得ないと。仕組みとしては、そこに補填し

てでも維持するという事で受けとめていいのかなということなんです。

委員長（高重洋介君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 平成30年からの保険料の決定の仕組みとしましては、県がその市町の水準に見合った標準保険料率を提示して、市町村がそれを参考に保険料を決定するようになります。

委員長（高重洋介君） ほかにございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今の標準保険料の率ですけれども、これ県知事が決めるということなんですけれども、その時には竹原市もいろんな資料を出すんでしょから頑張ってもらいたいというのと、それはどっちにしても、それが決まったら納付金が決定しますよね。それは100%県に支払うじゃないですか。それが足りなかった時には大変なことになるんで、たしか借入れとかっていう制度ができるという方向があるらしいんですけども、どちらにしても収納率の向上の体制をつくっていかないと、これからの国保というのは大変な、県に統一しても集めるのは市ですから、そのあたりの体制づくりっていうのがずっと先輩議員からも言われていますけれども、このあたりで見直していく必要があるんじゃないかと思っているんですけども、そのあたりの考え方は持っておられますか、部長。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） かねてより国保につきましては、収納の大切さというところを御指摘を頂いてきたところでございます。そうした意味で、今回この制度へ移行したと致しましても国保財政を支えておる重要なことでございますので、これに対してはできる限りの努力といたしますか、そういったことに努めてまいりたいとは考えております。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） まだこれからのことなんで、どこまで質問してもいいのかという気はあるんですけど、基本的に市町村ごとの納付金とこうなっておるんで、今までどちらかといえば苦しいところを、竹原市はある意味でいえばよく頑張っているところだろう思う。ある程度市町村ごととこういうことだから、そこら辺のところは余り心配なくていいのかなあ思うんですけども。しかし、そうは言うても赤字を抱えている団体も相当数あるわけだから、国の補助もあるんだろうけれども、ある程度それを支えられるところがおそらくその負担が出てくることは、私も間違いないと思う。おそらく安くなることは100%ないんで。

一般会計からの繰り入れについても、かつて大崎上島町が国民健康保険ではないけれども、介護保険に対して一般会計から補填していて大変な事態になったことがある。ですから、そこら辺もなかなか国民健康保険の仕組みという、特に料率を決定するんがなかなか複雑かつ専門的な分野なんで、こういう議論になじむかどうかかわらんけれども、そこら辺も踏まえてきちっと答弁できるように。下手にその場その場の答弁をして期待感を持たせるようなことを言うと、後々そのところが大きな誤解を招いて議論が深まらんということになりますんで、そこら辺については十分に議会の方へも情報提供をして頂きながらお互いが議論がより深まる、そういう議論をさせて頂きたい思いますんで、よろしくお願いを致します。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、ここで暫時休憩を致します。

午前10時47分 休憩

午前10時51分 再開

委員長（高重洋介君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

続いて、行政報告をお願いします。

一昨日の災害についてです。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、昨日総務文教常任委員会で報告も致しております2件の状況について報告をさせていただきます。

まず、お手元にお配りした2枚の資料がありますけど、まず1枚目をごらんください。

こちらの倒木による通行どめの状況でございますが、日時が6月20日の月曜日の5時30分ぐらいに、場所が位置図をごらんください。国道432号の小早川神社の前になりますけど、下側の写真での状況写真でございますが、午後8時ぐらいまで通行どめ、あるいは片側通行の交通規制がありました。こちらが1件でございます。

もう一件につきましては、2枚目をごらんください。

梅雨前線の影響によりまして、降雨による災害の状況でございます。

日時は6月21日の火曜日午前2時ごろでございます。場所が位置図をごらんください。国道432号の上条地区の新港橋の上側でございます。こちらにつきましては、今日の中国新聞の方でも掲載されていたものですが、下側の写真によりまして路肩の崩落が

延長で50メートル、高さで約5メートルでございますが、水位が上がった影響で地盤が崩れ、片側通行となっております状況でございます。

その他のり面の崩壊、土砂の流出、排水不良等によりまして被害の状況が6月21日の火曜日の5時の時点でございますが、約60カ所ほど発生を致しております。今日も現地調査を行っている、対応しているという状況でございますので、報告とさせていただきます。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 私テレビを見ていて、今部長の方から増水というか、これによって起きたというような説明なんですけど、私はこれ違うんじゃないかと思う。どっちかというたらクラックが走っていて、そこへ雨水が流れ込んで流したんじゃないかと思う。ということは、それは川のある意味でいえば氾濫なんか、あるいはそうした路肩の亀裂、クラック等があって、そのところが維持管理ができてなくてなったんだというのだったらまた違うてくる話なんよ。もしクラックがあってそれを放置していたというんならば、こういった梅雨どきの前ぐらいは事前に点検をして頂いて、県の方へ要望すべきものは要望すると、こういうふうな感じでしっかり対応をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 先ほどの水位が上がった影響によるということは今日の中国新聞に出ておりましたので、一応紹介させていただきました。最終的な原因については、県の方でいろいろ調査をされていると思いますので、今後そういったことも踏まえて県の方にも早目早目に要望してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） というのは、水位が上がったということになってくると、じゃあ仁賀ダムの放流をしたんですかということだっていろいろ出てくるわけ、問題が。その原因をはっきりしとかんと。そうすると、じゃあダムの管理をしている責任というんも、放流する時の責任という問題も発生してくる。じゃあ、なぜここだけなんかということも出てくるから、だからそのところがあるんで、しっかりと原因を究明して頂いて対応して頂きたいと思います。マスコミも誤報はあるんですから。

委員長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 済みません、今御指摘のあった件については県とも十分に連携をとって要望を対応して頂くように働きかけたいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 私は竹原市すごく早く対応されていて、7時ぐらいの段階で県の方からすぐにいろいろ進めてくださって、夕方にはもう4時ぐらいには片側通行ではなく普通の通行に戻っていたというのは、非常に早い対応だったのではないかなと思うんですけど、路肩の崩落が50メートルっていう長さだと思うんですが、深さ的にはどうなんですか。

委員長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 県の方にお聞きしたのは、高さは5メートルというふうにお聞きしております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） ここだけではなく、賀茂川清掃の時もかなり道路自体がいつ崩落してもおかしくないなっていうような状況がありますので、しっかり今後も点検等も県と連携をとって頂いて、対応して頂きたいと思います。まだまだ雨量も増えるというような状況ですし、九州の方では1時間に120ミリも降ったというようなこともありますので、気をつけてみて頂ければというふうに思っております。

委員長（高重洋介君） 部長。

建設部長（有本圭司君） 御指摘のあった件についてはそういう形で対応させて頂きたいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 60カ所ほどの現地調査が済んでいるらしいんですけども、そこは何かブルーシートとかはやってもらったんですか。

委員長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 通行規制に支障があるところについては、業者をお願いして早急に対応したケースとか、地元消防団と連携して土のうを準備してもらったりとか、そう

いう対応を一応進めております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 60カ所と言われましたね。一応これ事務的に聞くんですけど、雨量の関係で災害指定か何か受けて、これからJRの災害補助がつくんか、あるいは単市で対応しないといけないのか、そこら辺の見通しについて端的に。

委員長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、雨量の状況でございますが、市内で2時に一番最大に降ったのが新庄地区で37ミリ、1時間雨量降っています。それからあと、1日雨量で降ってるのが最大で仁賀ダム周辺が99ミリ降っていますんで、一応災害の対象となります時間雨量20ミリ以上、それから1日雨量80ミリ雨量になってる地区については、今現在まさにまだ調査中なんで、調査をして災害の対象になる物件については、いろいろ申請の準備に向けて進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） こういう交通どめとか、かなり大きな被害については、かつては担当委員会へ皆報告していたんですが、その都度。この前の田万里の方の火事もそうです。最近はその行政の対応というのは全然なっていないと思うんですが。やはり正副委員長とか、7人ですから。こういう市民から議員がどこですかというようなこともまた様にならんし、こういうところはこういうような状況になって、今こういうような対応をしておりますというぐらいなことは知らせてくれないと、我々の方はわからない部分もあるので、火事でもそうですが、新聞見て初めてわかるようでは様にならん思うんですが。その対応について今後どう考えているのか。

委員長（高重洋介君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 今までも大きな事故とか事件等については議長さん、あるいは担当委員長さんの方に一応連携をとらせてもらっていますんで、引き続きそういった大きな案件については早目早目に一応連携をとらせて頂きたいというふうに考えてますので、御理解をよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、平成28年度建設工事の執行状況についてお願いを致します。

都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） それでは、引き続きまして建設部における工事執行状況と1件の報告をさせていただきます。

議案等補足説明資料こちらでございますが、ごらんください。

ページの1の1が都市整備課、ページの2の1が下水道課の平成28年4月30日現在の請負金額200万円以上の建設工事執行状況です。

次に、都市整備課から報告として、配付資料1になりますけど、こちらのA4の縦の冊子になりますが、空き家等実態調査報告結果について報告をさせていただきます。

まず、本調査の目的ですが、よろしいですか、こちら空き家の資料。

いいですか、説明。

委員長（高重洋介君） お願いします。

都市整備課長（有本圭司君） まずは本調査の目的でございますが、人口減少、超高齢化社会により空き家、空き地が全国的な問題となっております、本市においても管理不十分な空き家等が防災、防犯、安全、環境、地域の活性化、景観など、市民生活に悪影響を及ぼしております、市民の方からの相談が増えている状況がございます。こうした状況を踏まえまして、空家等対策計画の策定をするための基礎資料として空き家の戸数、分布状況、管理状況等の実態を把握することを目的として空き家等の実態調査を実施してまいりました。

次に、実施期間でございますが、平成27年10月23日から平成28年3月30日まで、既存資料及び自治会の協力によりまして空き家を抽出し、外観目視による現地調査を行いまして、調査結果については空き家等管理システムとして整理を致しております。

次に、調査の区域は全域を行い、実態調査の結果、空き家数は1,581戸で空き家率は12%でありました。平成25年度総務省による住宅・土地統計調査では、空き家数は2,520で、空き家率は19.1%でありましたが、この差は住宅・土地統計調査は全通調査ではなく、サンプリングによる推計値であったためでございます。

次に、2ページをごらんください。

空き家と判定した建物における地域別戸数については、地域別空き家戸数分布図と、3ページの地域別空き家戸数及び活用老朽内訳に示すほぼ全ての地域で10軒以上の空き家がありました。空き家の最大戸数は、忠海東町の212戸、率にして13%、続いて吉名町の184戸、率にして12%、次が本町の154戸、率にして10%となっております、



この3地区で市内全域の3割以上を占めております。

次に、基礎や建物の傾斜、屋根、外壁及び建物以外の構造物である塀、柵、門の劣化や破砕状況、衛生面、景観面で影響を及ぼす樹木や雑草、ごみの堆積の状況等について調査を行い、6段階で評価を致しました。修繕の必要はなく、すぐに活用できるものをランク1、軽度の修繕をすれば活用が可能なものをランク2、修繕をすれば活用が可能なものをランク3、特定空き家であり、老朽化が進んでいる状態をランク4、特定空き家であり、倒壊の恐れがある状態をランク5、特定空き家であり、倒壊等の危険性が高い状態をランク6としております。

次に、3ページをごらんください。

利活用可能な空き家は1,448戸で9.2%、老朽化している建物は133戸で8%ありました。

次に、今後の取組ですが、今年度、空き店舗、空き工場の実態調査を行いまして、空き家の所有者に対して意向調査を実施致します。その結果をもとに現状課題等を整理し、空き家の活用及び適正管理のための計画を策定する予定と致しております。

また、老朽化が激しい建物については、所有者の同意を得た後に詳細の立入調査を行う予定と致しております。なお、本調査については7月の広報たけはらに掲載する予定と致しております。

以上でございます。よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） それでは、ただいまの報告に質疑のある方は順次挙手にてお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと1点だけ聞きますけども、特に先ほどあった老朽化しているランク4から6です。ここで私らもいろいろ相談を受けて、特に危険な分で近所の人なんかから危ないから何とか所有者に撤去とか、いろんな対策とってくれって言うんだけど、現実には所有者の問題とかいろいろあって、所有者が特によその方へ住んでおられることがあって、一番身近な近所の人が一番困っているのが現実だと思うんですが、こういう計画とか実態調査が今からあるんでしょうけれども、そういったなかなか指導だけでは、何かもう一步踏み込めるといふんか。だから、指導で相手はお金がない、どうしようもないっていうんだったらその危険が放置される、こういったことは解決できますよという理解をしていいのでしょうか。そこは大まかに言うたら。そこだけ答えてくださ

い。

委員長（高重洋介君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 空き家に関する件につきましては、平成26年度に国の方で空家等対策の推進に関する特別措置法というのができまして、これによりまして最終的には特定空き家に対する措置という形で特定空き家に対しては除去、修繕、立木等の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能になったこととあわせて、さらに要件が明確された行政代執行の方法により強制執行が可能になりましたというようなことがありますので、こういった法に準じて今後は適正に指導、手続をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） なかなか全国的に前へ行かない、今の法律があっても。例えば息子がおって相続を放棄した場合には手足が出せないのでしょうか、実際は。竹原市のように人口減がどんどん進んでいるところは特にそれが顕著なんだろうと思うんですが、私は港湾でも県庁へ行くたびにもっと強制力を高めやと言うんですが、おそらくほとんど前へ行かないんじゃないかと思いますが、その点ほかにそれを解決するような手段があるんですか、実際は。また、これ話聞いてうやむやになるんだろうと思うが、その点について一言。

委員長（高重洋介君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） 以前もこの空き家についての苦情対応については、実は町並みの周辺にある酒蔵交流館の隣にかなり崩壊した危険な建物があって、これも県を通じてお願いの文書を何回か出させてもらって、最終的には粘り強く何回も何回も文書を出して、住まれていた所有者が関西の方だったんで、そういったことで文書を何回も何回も県にも出してもらって、市もそういう文書を出してもらって、最終的には2年ぐらいかかったんですが、2年たってようやく協力をして頂けるようになったという事例もございます。

それからあと、それ以外に掛町の方でもそういった建物がございまして、そちらについても1年近くかかったんですが、まずはお願いから入ってどンドンどンドン何回も何回も連絡をとったりとか、文書を発送して引き続き取り組んでいきたいというふうに思っていますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 私が言っているのは、そういう形の場合はいいが、今言うように財産相続を放棄した場合には、県といえども国といえども執行できないでしょう。だから、その場合には結局どうするんか、ここが一番問題なんよ。それは、もうよそへ家を建てている者は戻ってこないから、財産要りませんっていうて放棄する。特に町並みの方の財産は坪数も少ないし、今度建てかえるというても非常に狭隘で町並みにあったような建物を建てようと思うたら非常に金銭的な問題が出てきて、これが一番古いんだから。だから、そういうものを考えると相当これ深掘りしてないと前へ進まない。また私がいつも言うように無駄な金を使うようなことになってもいけないから、もうちょっと県とよく話して、どれぐらいまで介入して、どういうふうにできるかということをよく内部調整しておかないと、あっこは放っているのにうちはやれやれというような、また不公平感も出てくるし、そこらをよく慎重にやってください。

委員長（高重洋介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、これで執行部の方は退席をお願いを致します。

では、続いてまいります。

続いて、その他に入ります。

前回の委員会をお願いをしておりました行政視察に対しまして、皆さんの意見ををお願いを致します。

はい。

委員（松本 進君） 鹿児島県志布志市の処理場、焼却場だけじゃなかったと思うけど、廃棄物の処理の分が先進的なのかなというんがあって、途中ちょっと熊本が今ありますから皆さん相談してもらって、行ければなと思いました。それだけです。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 私は松本市です。食品ゼロ、佐賀もやっています。そういった松本市がもしよければ、できれば行かせて頂きたい。

それと、放課後児童学童保育に関しても新しい、例えば民間と一緒に協力し合いながらってような選択肢がいろいろ広がっていったってような状況もあるので、それだと規模が全然違うんですけど東京都板橋区とか、あと介護でSOSのサービスをやっているのは群馬県高崎市、急に言われても一緒に介護できないってような状況の時に

24時間体制でもSOSで対応できるというような先進的な取組をされているところがあったので、そういった介護の関係です。地域で支えていけないといけない、地域包括ケアシステムを先進的に行っているところがあればそういうところを見させて頂きたいというふうに思っています。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんか。

あとは時期的なところなんですけど、中間人事がありますので、10月の初めぐらいには行っておかないといけないと思うんですが、時期的にはその辺でよろしいですか。じゃあ、一応10月の初めごろということで進めさせてもらいます。

宇野委員。

委員（宇野武則君） できるだけ背景が類似都市のような規模のところじゃないと、非常にかげ離れたところもいけないしというようなことを考慮してもらって、基本的にはずっと昔からそういう類似都市のような予算規模のところを大体視察していたんですが、そこらを含めてやらないと、せっかく視察しても財源的にも人口的にも背景も余り桁外れのところでは困ると思うんですが、そこらを配慮してお願いします。

委員長（高重洋介君） では、また7月にも委員会を開きたいと思いますので、その時にも意見を出してもらって、今日出た意見もしっかりと参考にして10月の初旬ということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、所管事務調査に対しまして皆さんの意見をお願い致します。

はい。

委員（宇野武則君） 今空き家の問題も出たんですが、しょっぱな委員会で市営住宅の現地調査をやったわけですが、これを放置して市内の空き家調査というのもどうかなあというような思いをするんですが、自前で持っている市営住宅を総合的にどういうふうにするんか、30%ぐらいしか残っていないところはもう廃止にしてどこかへ集約してやるとか、私はこのまま北崎の方の市営住宅も放置するわけにはいかんと思うんですが。現実に住んでおられるんで、空き家住宅よりもっと大事なんだろう。

それから、この前答弁があったように、倒壊した場合の責任はどこかっていうたら市が持つというんだから、そこが死亡事故なんかが起きたら大変なことになるんですが、そこらからもうちょっと委員会で総合計画を出せと。柏団地もそうだし、忠海団地もそうだし、30%ぐらいしか入っていないところは集約していかんと結局維持管理費もかかるし、予算の非常にロスがあると思うんですが、そこらはまた下と相談して、出せるものな

ら総合計画を出せというような、一つ一つ前向きに整理していかんと行政そのものが前へ行かん思うんで。ようやらんものは後回しにして、やれるような簡単なものをぱっぱっぱ取り入れていくと、子育て支援みたいんなんがええ例ですが、そこらをひとつ下と検討してみてください。

委員長（高重洋介君） ほかにないですか。

私の意見なんですけど、今回災害がたくさんいろんな箇所で行っております。そういった一覧表じゃないですけど提出をもらって、危険箇所、例えば今回の432とか小梨の方もかなりずれているみたいですけど、そういうところの現地調査等々ということも知りたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員（宮原忠行君） そうですね。来月。

委員長（高重洋介君） 7月の早い方がいいとは思いますが。災害の調査。

委員（宮原忠行君） それと、今宇野先生から出た空き家は、閉会中の審査があるのだから、それをうまくことかみ合わせながら議題は委員長の方で設定されて、現実には行政を動かすというたら大変なことも考えていけないから、委員長がしっかり研究していただいて、それぞれの毎月ごと議案は設定されていますから。

委員長（高重洋介君） じゃあ、一応そういう方向性でやらせて頂きますので、また後日御連絡させていただきます。そういうことで。

委員（宇野武則君） 災害は広範囲で。

委員長（高重洋介君） そうですね。やっぱり一覧表というか、どこで何が起きたということ把握して……。

委員（宇野武則君） できるだけ市内全域を視察するように。

委員長（高重洋介君） できるだけそういうふうなものを頂けるように調整してみますので、よろしくをお願いします。

委員（宮原忠行君） それと委員長、また難しくなっている。産業が向こうへ行っているから。昨日ちょっと確認したんですが、農業災害、そこら辺のところの例えば災害のどこへ行くのか、議長の方と調整を下の方と一緒にして頂いて、災害調査ということで行かせて頂いたらどうですか。

委員長（高重洋介君） 議長とその辺はすり合わせします。

委員（宮原忠行君） 便利が悪くなると。

委員長（高重洋介君） そうですね。分けたから。

委員（宮原忠行君） 機構改革はいいけど、そのところの10の分配をどうするかという議会の議論が足りない。これは私も反省している。

以上、終わりました。

委員長（高重洋介君） それでは、ほかにないようなので、以上をもって民生都市建設委員会を閉会致します。

御苦労さまでした。

午前11時22分 閉会